

JCRB 細胞バンク (厚生労働省)

Japanese Collection of Research Bioresources
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
JCRB 細胞バンク

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8
Phone: 072-641-9851 / Fax: 072-641-9859 / E-mail: jcrb-cell@nibiohn.go.jp

細胞寄託依頼書

Cell Line Deposit Form

必要な箇所をご記入の上ご返信ください。

(必要な場合はコピーを取ってお手元に保存して下さい)

寄託細胞名：

仮登録番号：

寄託に際し下記の記載事項に同意いたします。

寄託同意日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

寄託者サイン又は印 _____

細胞樹立者サイン又は印 _____

国外細胞バンクへの再寄託

(右の該当欄に○印)

許可する	許可しない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記細胞株の寄託に際して当バンクの責任の範囲を下記のとおり定めます。記載事項に同意頂ける場合に限り該当細胞株を受け入れ、品質管理等の作業が済み次第公開いたします。同意頂ける場合は上記該当欄に寄託責任者および該当細胞樹立者のサイン又は捺印をして当バンクまでご返信ください。寄託者と樹立者が同じ場合は寄託者の欄のみで結構です。

なお、該当細胞に対して外国からの入手希望が多い場合は将来外国細胞バンクに再寄託することも考慮にいたしますが、これについて寄託者として許可するか否か御判断下さい。許可の可否については上記該当欄にその旨御明示ください(該当欄に○印をつける)。

細胞寄託規定

- 当細胞バンクは寄託細胞株を公共的研究資源として長期保存管理を実施し、関連情報を公開する。
- 細胞株樹立者の知的権利を保護するために、寄託細胞は既に論文報告されているものを受け入れることを原則とする。
- 寄託細胞株を用いた研究の結果、特許取得などの必要が生じた場合は、該当する細胞株を利用した研究者あるいは研究機関が細胞株樹立者と直接協議し、樹立者の権利が損なわれないよう配慮されることを原則とする。
- 寄託細胞株については、当バンクの責任として論文記載事項と一致することを確認する調査を品質管理の一環として実施する。現在の最少検討事項は、(1)アイソザイム検査および核型分析による由来動物種の確認、(2)マイコプラズマ、細菌、真菌などによる汚染が無いことの2点の確認を実施する。将来的にPCR法を応用した各種ウイルスの混入、DNAプロファイリング法による細胞のユニークさなどについての確認も実施する予定である。なお、品質管理によって問題が生じた場合は寄託者に連絡して協議する。
- JCRB 細胞バンクはマスターバンクとして、品質管理実施後長期保存用のシードカルチャーの保存を行うとともに、細胞分譲を有償で実施する。

注：JCRB 細胞バンクの業務内容等はインターネット (<https://cellbank.nibiohn.go.jp>) によって公開しています。